

砥部町地域公共交通計画策定業務公募型プロポーザル審査委員会設置要領

令和6年4月1日制定

(設置)

第1条 砥部町地域公共交通計画策定業務を実施するに当たり、プロポーザル方式により、その業務の履行に最も適した契約の相手方となる候補者を、厳正かつ公正に決定するため、砥部町地域公共交通計画策定業務公募型プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 実施要領の確認に関すること。
- (2) 企画提案書等の審査及び候補者の決定に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員（以下「委員」という。）をもって組織する。

(委員長の職務等)

第4条 委員会に委員長を置き、砥部町地域公共交通会議会長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を代表し、委員会の事務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員長及び委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議における事案は、委員の過半数をもって決する。
- 4 委員は、会議を欠席する場合は、代理の者を出席させることができる。この場合において、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 5 委員長は、会議を開く必要がないと認める事案については、持ち回りにより、会議に代えることができる。

(意見の聴取)

第6条 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者に資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、砥部町地域公共交通会議事務局において処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

(この要領の失効)

- 2 この要領は、当該業務の契約が締結された日に、その効力を失う。

別表

砥部町地域公共交通計画策定業務公募型プロポーザル審査委員会名簿

役 職	構 成	氏 名
砥部町地域公共交通会議会長	砥部町	岡田 洋志
砥部町地域公共交通会議副会長	交通事業者	矢野 孝寛
砥部町地域公共交通会議委員	国土交通省四国運輸局愛媛運輸支局	一色 利彦
砥部町地域公共交通会議委員	住民又は利用者の代表	西岡 浩二
砥部町地域公共交通会議事務局長	砥部町	小中 学